

小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 現状及び課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

現在、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難となっており、当面の対応として実施時期を秋以降にすること等を大学等に通知しているが、例年通りの実施が困難な事態も想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

| |
|---|
| (1) 大学等において、令和2年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者 |
| (2) 令和2年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者 |
| (3) 令和2年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者 |
| (4) 在学する大学等において、令和2年度に（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者 |
| (5) 令和2年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者 |
| (6) 免許法認定通信教育において、令和2年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者 |
| (7) 令和2年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者 |

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

(2) その他の対応

① 介護等体験施設に特別支援学級を置く小学校等を追加（文部科学大臣決定）

令和2年度に限り、特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小・中・高校等における教育実習も介護等体験として算入することができるよう、これらの学校を介護等体験の対象施設に追加する。

② 遠隔による体験も可能とする（通知・運用変更）

令和2年度に限り、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和2年8月11日（火）

介護等体験について

1. 制度の概要

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。)に基づき、特別支援学校や社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)において、7日間以上(省令で7日間と規定)、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを小学校・中学校教諭の普通免許状授与の要件とするもの。

2. 実施状況(平成30年度)

| 受入施設数 | 学生等数 | 学生等数 | |
|-------|--------|--------|-------|
| | | 大学・短大生 | 卒業生等 |
| 7,778 | 56,243 | 55,003 | 1,240 |

出典：全国社会福祉協議会調べ

3. これまでの文部科学省の対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域によっては、学校の臨時休業や学生からの感染を懸念する社会福祉施設等の状況により、特に年度の前半において、介護等体験の実施が困難になるおそれがあることから、令和2年4月3日付で実施に当たっての留意事項を大学等に通知。
 - ①地域の状況に応じ、実施時期を秋以降に変更すること
 - ②卒業年次の学生を優先すること
 - ③障害者や高齢者等と直接の交流以外の体験内容を中心とすること など

参照条文

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律
(平成9年法律第90号)

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者(十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。)」とする。

2 (略)

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律
施行規則(平成九年文部省令第四十号)

(介護等の体験を免除する者)

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三号)第七条の規定により保健師の免許を受けている者

二 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者

三 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法(昭和三十四年法律第四百七号)第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 (略)